



国民年金保険料を納めましょう！！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

平成22年度の国民年金保険料額は、1ヶ月15,100円です。納めた保険料は「社会保険控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ、納付がお済みでない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

保険料についてご不明な点がありましたら、お近くの年金事務所へお尋ね下さい。

国民年金保険料の納付が困難なときは！！

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ずお近くの年金事務所・市町村役場の国民年金窓口で手続きを行ってください。

なお、保険料免除などの承認された期間(多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます。)は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

<お問い合わせ先>

日高町役場 住民課 住民・年金・地域安全グループ	TEL	01456-2-6182
日高総合支所 住民生活課 住民・福祉グループ	TEL	01457-6-3173
苫小牧年金事務所	TEL	0144-36-6135

歳末特別警戒実施中

実施期間 12月15日から12月31日まで

年末は、家庭での火気の使用が増えるなど、特に火災の発生しやすい時季です。消防署では、期間中の町内予防広報、特別査察などを実施して注意を促しています。皆様のご家庭でも、次の注意事項の実践をお願いします。

- ①ストーブ・コンロの周囲に燃えやすい物を置かない
- ②灯油などの危険物の適正な使用と貯蔵
- ③就寝・外出前の火の元点検を習慣とする
- ④放火防止のために家の周囲に雑誌などの可燃物を不用意に置かない
- ⑤住宅用火災警報器を設置する

火災による死傷者を出さないためにも、火の取扱いには十分注意しましょう。

“平成22年11月30日現在の火災・救急件数”

	火災発生件数	救急出動件数
門別地区	10件 (+3)	369件 (+23)
日高地区	2件 (±0)	82件 (-20)
合計	12件 (+3)	451件 (+3)



()は前年比

(期間中の25日から31日の間、午後8時00分にサイレンを鳴らします。)

平成23年度保育所入所児童の募集について

平成23年度保育所入所児童を下記のとおり募集します。

なお、申込書は各保育所及び保健福祉課、総合支所、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所にありますので内容を確認のうえ必要事項を記入し、保健福祉課または総合支所住民生活課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所へ提出願います。

※現在入所されている方も新たに申込みが必要です。

1. 募集人員

- ◎日高保育所 (日高地区) 60名
- ◎富川二葉保育所 (富川地区) 90名
- ◎門別わかば保育所 (本町地区) 60名
- ◎厚賀すずらん保育所 (厚賀地区) 45名

2. 申込期限 平成23年2月23日(水)まで

3. 保育所に入所できる基準

保育所に入所できる児童(小学校就学前の乳幼児)は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。ただし、同居の親族その他の人が保育できる場合は除かれます。

- (1) 居宅外で仕事をしていること。
- (2) 居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしていること。
- (3) 妊娠中である(母子手帳添付)か、又は出産後間がないこと。
- (4) 求職中であること。
- (5) 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
(医師の診断書添付)
- (6) 長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。
- (7) 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。
- (8) 町長が認める前各号に類する状態にあること。

※上記基準内であっても保育所の定員に余裕がないときなどは、入所できない場合がありますのであらかじめご承知ください。

※入所児童数により、一部年齢別クラスを併せて混合保育をする場合もありますのでご了承ください。

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

本庁 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話01456-2-6183
日高総合支所 住民生活課 住民・福祉グループ 電話01457-6-3173

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

既存住宅における「住宅用火災警報器」の設置義務化が、平成23年6月1日からとなっています。(新築住宅は既に義務化されています。)

設置場所は、「寝室」と寝室が2階などの場合は「階段」にも必要です。住宅火災による犠牲者をなくすため、一日も早い設置をお願いします。

☆☆☆悪質な訪問販売や
点検にご注意下さい！☆☆☆

設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係 (TEL 01456-2-1521)

日高支署予防係 (TEL 01457-6-2244)

※日高町ホームページにも掲載しています。